

保健情報

保健福祉センター 44-4560 FAX 44-4337
 金ケ崎町西根樋水 98 e-mail: hofuku@town.kanegasakiwate.jp
 問・申込先 保健福祉センター (☎ 44-4560)



身体障がい者義肢・装具補装具巡回相談

補装具(車いす・義肢・装具等)の交付や修理等が必要な人はご相談ください。直接判定が必要な義肢や電動車椅子を使用している人を優先します。場合によっては、窓口での対応となることがあります。

事前に申し込みが必要です。希望する人は保健福祉センターに申し込みください。

- 日時 令和5年1月31日(火) 午前11時～午後2時(受け付けは午前11時30分まで)
- 場所 奥州市江刺総合支所(奥州市江刺大通1-8)
- 申込期限 令和5年1月12日(休)
- 持ち物 身体障害者手帳、マイナンバーが分かるもの、印かん ※再交付や修理の場合は、現在使用している補装具等を持参してください。
- その他 マスクの着用にご協力ください。感染拡大状況によっては、中止となる場合があります。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給

- 対象 ①世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯
②令和4年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

■給付金額 1世帯あたり5万円

■支給方法

①の世帯: 該当の世帯に確認書を送付しました(9月30日時点で町に住民票がある人)。内容を確認し返信用封筒で返送してください。▶提出期限: 令和5年1月31日(火)

②の世帯: 申請が必要です。▶申請期限: 令和5年1月31日(火) ▶申請先: 保健福祉センター

▶提出書類: 窓口で申請書を配付します。他にも必要書類があるので問い合わせください。



町ホームページ

金ケ崎町生活支援サポーター養成研修を開催しました

町生活支援サポーター養成研修が11月15日、22日に開かれました。町社会福祉協議会との共催で開かれた同研修は、高齢社会を地域で支える人材育成や在宅介護者の学習を目的としており、本年度で7回目になりました。



全課程を修了した皆さん

「町農業経営支援交付金」申請をお忘れなく

対象者には9月下旬に申請書を送付しています。未申請の人は、期限までに申請してください。

■対象者(次のいずれかに該当する個人・団体)

①町内で肉用牛・乳用牛を飼育し、町内に住所を有する個人または町内に事業所を有する団体(法人を含む)

②町の水田台帳に登録されている農業者で水稻実施計画書兼営農計画書に基づき農産物を生産している

個人または団体(法人を含む)

③町内の畑で農産物を生産し、町内に住所を有する個人または町内に事業所を有する団体(法人を含む)

■交付金額 広報かねがさき9月号(主な作物のみ掲載)または町ホームページで確認してください。

■申請期限 12月28日(火)まで

問・申請先 農林課(内線2211)



町ホームページ



つくってみよう!

マイナンバーカード

▶時間外・休日の受け取り

マイナンバーカードの取得推進のため、時間外および休日に窓口を開設しています。平日の受け取りが困難な人は、ぜひご利用ください。

なお、事前予約が必要です。交付通知書(はがき)をお手元に準備し、予約の電話をお願いします。

【時間外窓口】

▶開設日時: 毎月第2木曜日 午後5時30分～7時 ※1月は第4木曜日(1月26日)も開設

【休日窓口】

▶開設日時: 毎月第4日曜日(1月は第5日曜日(1月29日)) 午前9時～正午

■受け取り方法 事前予約の上、必ず本人が来庁してください。15歳未満の人は、本人と法定代理人(父母)の来庁が必要です。運転免許証などの本人確認書類を持参してください。

■予約先 住民課(内線2174) 受付時間: 平日午前9時～午後5時

▶まだお持ちでない人

住民課で顔写真の撮影から申請完了までを支援(申請サポート)しています。※要予約

■日時 平日 午前9時～午後5時

■場所 住民課(役場庁舎1階)

■持ち物 ①QRコード付き交付申請書 ②通知カード ③本人確認書類(運転免許証等公的機関発行の顔写真のあるもの1点または健康保険証等公的機関発行の顔写真のないもの2点) ④住民基本台帳カード(持っている人のみ)

■注意点 ▶必ず本人が来庁してください。15歳未満の人は、必ず法定代理人が同行してください。

▶暗証番号(4桁の数字および6桁～16桁の英数字)を設定します。▶およそ1カ月～1カ月半後に書留または本人限定受取郵便でマイナンバーカードを自宅に郵送します。

税務課からのお知らせ

償却資産の申告を忘れずに!

償却資産は、地方税法第383条の規定により、事業を行っている個人・法人が毎年1月1日現在において町内に所在する所有資産を申告することとされています。例年申告をしている事業者には申告案内を送付していますのでご確認ください。

■対象者 製造業、建設業、飲食業、開業医、農業などを営み、事業用償却資産を所有している個人・法人

▶申告案内が届かない人でも該当すると思われる場合は、問い合わせください。

▶太陽光発電(10キロワット以上)により事業を行っている場合も申告の対象となります。

■申告期限 令和5年1月31日(火) ※地方税ポータルシステム(eLTAX)による申告も可能

■その他 法人税や所得税の申告をしても、償却資産の申告は別途必要です。申告漏れが発見された場合、当年だけでなく過去にさかのぼって課税される場合があります。

問 税務課(内線2116)

令和5年度(令和4年分)申告相談の会場について

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和4年分所得税申告、令和5年度住民税申告相談は、昨年同様、町生きがい交流センターで行います。

■期間 令和5年2月14日(火)～3月15日(水) ※詳細は後日お知らせします。

■会場 町生きがい交流センター(西根辻岡28)

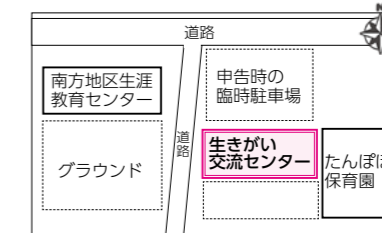
◇自宅からのe-Tax申告

町は、新型コロナウイルス感染症防止、会場の混雑解消や申告者の利便性向上を図るため、e-Taxによる申告を推奨しています。

◇申告書の作成・送信は自宅から

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、確定申告期はいつでも申告ができます。

問 税務課(内線2113)



国税庁ホームページ